

犯罪加害者家族が抱える「生活のしづらさ」

— 刑事司法プロセスに着目して —

桃山学院大学大学院 社会学研究科 博士前期課程 高橋 康史 (8243)

キーワード：生活のしづらさ、刑事司法プロセス、スティグマ

1. 研究目的

本報告は、罪を犯した人の家族（以下、加害者家族と表記する）が、いかなる生活課題を持つのかについて、明らかにすることを最大の目的としている。

犯罪には、加害者と被害者が存在する。加害者に対しては、2007年の監獄法廃止に伴う「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」の制定、2008年の「更生保護法」の施行、矯正施設における社会福祉士・精神保健福祉士の配置、地域生活定着支援事業の発足というように、支援の体制は整備されつつあるといえる。また、被害者とその家族、被害者遺族に対しても近年スポットがあてられ、2004年に「犯罪被害者等基本法」が成立した。以後、犯罪被害者給付金の充実化の検討や相談窓口の設置（都道府県に一家所）を試みており、支援の充実化が図られている。一方で、これまで注目されてこなかったのが加害者家族である。その置かれている状況は深刻なものでありながら、加害者家族を対象とした支援は、一部のNPO法人を除いて日本に存在しない現状にある。また、調査研究についても、1980年代の犯罪社会学領域における研究以降、深谷裕の「触法精神障害者家族に関する研究」を除いて、進展はほとんどみられていない。

諸外国においては、受刑者の家族に対する支援や加害者家族の経験をもとにした調査研究が取り組まれてきていた。イギリスでは、1989年に Federation of Prisoner's Family Support Groups（後に、Action for Prisoner's Families に改名された）が設立されるなど、支援活動が取り組まれている。これらの活動は、受刑者の家族にとって重要な資源とされている。調査研究に関しては、1965年に Morris が、受刑者の家族に関する初の体系的な研究を発表した。それ以降、数多くの加害者家族の経験や必要な支援に関する調査研究が蓄積されている。その中で、加害者家族が抱える課題について、刑事司法プロセスに着目しながら行っていたものが存在していた。

そこで本報告では、日本において地域で暮らしている加害者家族が、刑事司法プロセスにおいて、どのような経験をする中で、いかなる「生活のしづらさ」を抱えるのかについて、考察を試みる。なお、ここでいう刑事司法プロセスは、事件前、事件の発覚、家宅捜査・事情聴取、加害者の拘留、裁判、受刑、釈放後という流れをさしている。

2. 研究の視点および方法

上述してきたように、加害者家族が刑事司法プロセスにおいてどのような経験をしているかに着目する。また同時に、メディアでの報道にも注目を置く。これらの刑事司法プロ

セスのなかで、地域生活を送る加害者家族の経験について明らかにし、それによりいかなる「生活のしづらさ」を抱えるのかについて考察を試みるために、加害者家族を対象に、半構造化形式でのインタビューを行った。インタビューの質問については、先行研究を参考にしながら、加害者家族の刑事司法プロセスにおける経験について明らかになると考えられる項目を整理した。

調査にあたっては、NPO 法人 World Open Heart の協力のもと、加害者家族を対象にしたインタビューを行った。なお、調査と並行して、NPO 法人 World Open Heart の犯罪加害者家族を対象とした支援活動において、社会福祉士・精神保健福祉士としてのフィールドワークも行っている。

3. 倫理的配慮

インタビューについては「日本社会福祉学会研究倫理指針」に従い、調査を進めた。

インタビューの協力者に対し、「加害者家族へのサポートに関する調査についてのご家族への説明書」をもとに研究の主旨や個人情報等の管理等を説明した上で、遵守する事項をまとめた「誓約書」を手渡し、そして「調査協力確認書」に協力者に署名してもらう手続きを行った。その時に「同意撤回書」を手渡し、調査協力の同意の撤回がいつでもできるよう配慮した。なお、これらの手続きやインタビューにかかる書類については、桃山学院大学大学院社会学研究科委員会の承認を得ている。

4. 研究結果

インタビューとその分析により、刑事司法プロセスの各段階での加害者家族の経験について明らかにされた。回答者の中には、これまで送っていた日常生活に加えて、刑事司法プロセスへの対応が求められる場合もあった。メディアの報道に関する経験についても明らかにされ、それらの経験は苦痛を伴うものであった。具体的な研究結果については、別途資料を当日配布する。

5. 考察

刑事司法プロセスの各段階において苦痛を経験することが、「生活のしづらさ」を生じさせる要因の一つとなっていた。その生活上の課題については、経済的課題や心理的葛藤が含まれていた。そして、加害者家族が抱える「生活のしづらさ」には、スティグマの付与が影響を与えていたと考えられる。また、刑事プロセスにおける経験とスティグマの形成過程については、関連性のあるものではないかと考察することができる。具体的な考察については、別途資料を当日配布する。